

津島市広告掲載基準

(趣旨)

1 この基準は、津島市広告掲載要綱第4条に規定する広告掲載の適否を判断するものとして、必要な事項を定める。

(広告全般に関する基本的な考え方)

2 津島市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(規制業種又は事業者等)

3 次の業種又は業者の広告は掲載しない。

- (1) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの及び類似業種
- (2) タバコに関するもの
- (3) ギャンブルに関するもの
- (4) 商品先物取引に関するもの
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法及び会社再正法による再生・更正手続中の事業者
- (8) 介護保険法に関するサービス、その他高齢者福祉サービス等について、過去1年以内に改善命令を受けた事業者等
- (9) 滞納している法人等
- (10) 各種法令に違反しているもの及び当該広告に関する法律等に反する事業者等

(掲載基準)

4 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
- (2) 他を誹謗、中傷または排斥するもの
- (3) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (4) 市の広告掲載事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (5) 宗教団体による布教活動を主目的とするもの
- (6) 非科学的、迷信に類するもので利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (7) 社会的に適切でないもの
- (8) 国内世論が大きく分かれているもの
- (9) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (10) 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの

- (11) 出資者、出資金を募集するもの
- (12) 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- (13) 法律で禁止されている商品、無許可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
- (14) クーポンとして使用できるもの

(表示基準)

5 表示内容については、以下の点に留意しなければならない。

- (1) 肖像権及び著作権を無断使用しないこと
- (2) 当該広告に関係する法令及び業界の自主規制による広告表示基準を遵守すること
- (3) 市又は国等が推奨していると誤解させるような表現をしないこと
- (4) 暴力、とばく、麻薬及び買春などの行為を容認するような表現をしないこと
- (5) 利用者により有利・優位を誤解させるような紛らわしい表現をしないこと
- (6) 荒唐無稽な表現をしないこと
- (7) 会社名、商品名を著しく繰り返す表現をしないこと
- (8) 広告であることを原則明示すること
- (9) 広告主の名称、所在地及び連絡先を原則明示すること（携帯電話、PHSのみは不可）

(屋外広告に関する基本的な考え方)

6 屋外広告の掲載内容及び表現については、美観風致及び交通の安全を著しく阻害するものであってはならない。

(屋外広告の掲載基準)

7 次のいずれかに該当する屋外広告は掲載しない。

- (1) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- (2) 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの
- (3) 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの

(屋外広告物の許可)

8 広告主は、掲載しようとする広告が、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物に該当する場合、愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）に規定する許可を受けることとする。

附 則

この基準は、平成17年12月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年9月1日から施行する。